

徳島県景観形成指針の概要

1 本県の景観形成の方針

はじめに

本県の大らかな自然と、地形や気象に合わせて長い時間をかけて積み上げられてきた歴史や風土と、現代的な暮らし方や問題とを、「人間らしく豊かに暮らせる環境」「自分たちの地域に愛着と誇りの持てる美しい環境」という視点で紡ぎ合わせ、時代を超えた良好な景観をつくっていくための指針です。

徳島県の
景観特性

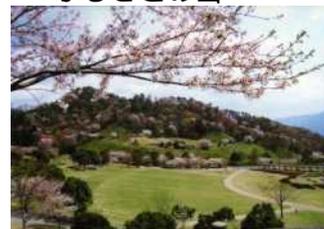
豊かな海



青い川



ふるさとの山



実りある田園



歴史的文化的街並み



市街地



景観形成の
基本的考え方

徳島の大らかな自然を守り、活かす

大らかな自然の保全

まちの中にある自然を活かす

徳島の歴史と文化の特性を活かす

まちの歴史を活かす

産業文化を活かす

社寺の文化を活かす

美しい景観への感性を育てる

景観が感性を育てる

美しい生活から美しい街へ

徳島県の
景観づくり

大らかな自然を活かした景観づくり

「環境の保全・創造」と「社会・経済の発展」による持続可能な社会づくり。

「日本風景街道」や「とるば」の活用。

豊かな海の景観づくり

漁村を形成した生活システムの把握と漁村景観の保全。

青い川の景観づくり

「多自然川づくり」による生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出。

ふるさとの山の景観づくり

緑の山腹や山の稜線の保全による農山村集落とその背後の山々の景観の保全。

実りある田園の景観づくり

農地と用水路・畔道・里山・集落などが一体となった田園の魅力。

歴史的文化的街並みの景観づくり

社寺の景観と、大らかな自然とが一体となった四国遍路の文化

「LEDパレイ構想」の取り組みによる、本県の新しい産業景観の創出。

市街地の景観づくり

土地利用計画や商店街活性化の施策による「都市を楽しむ人々の姿」の復活。

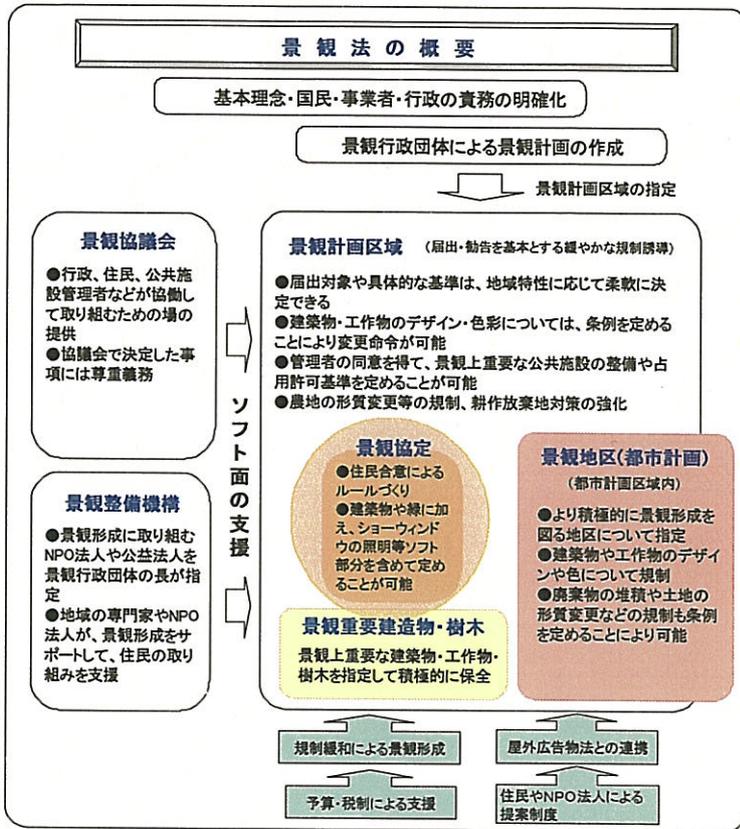
市街地の水辺や緑の活用。

住宅地の景観づくり

景観の一部を構成する住宅の外観の持つ公共性への認識。

2 市町村のための景観計画策定ガイドライン

景観法の仕組み



良好な景観形成の方策

行政が主体となる取組

土地利用規制による誘導
公共施設の整備やメンテナンス

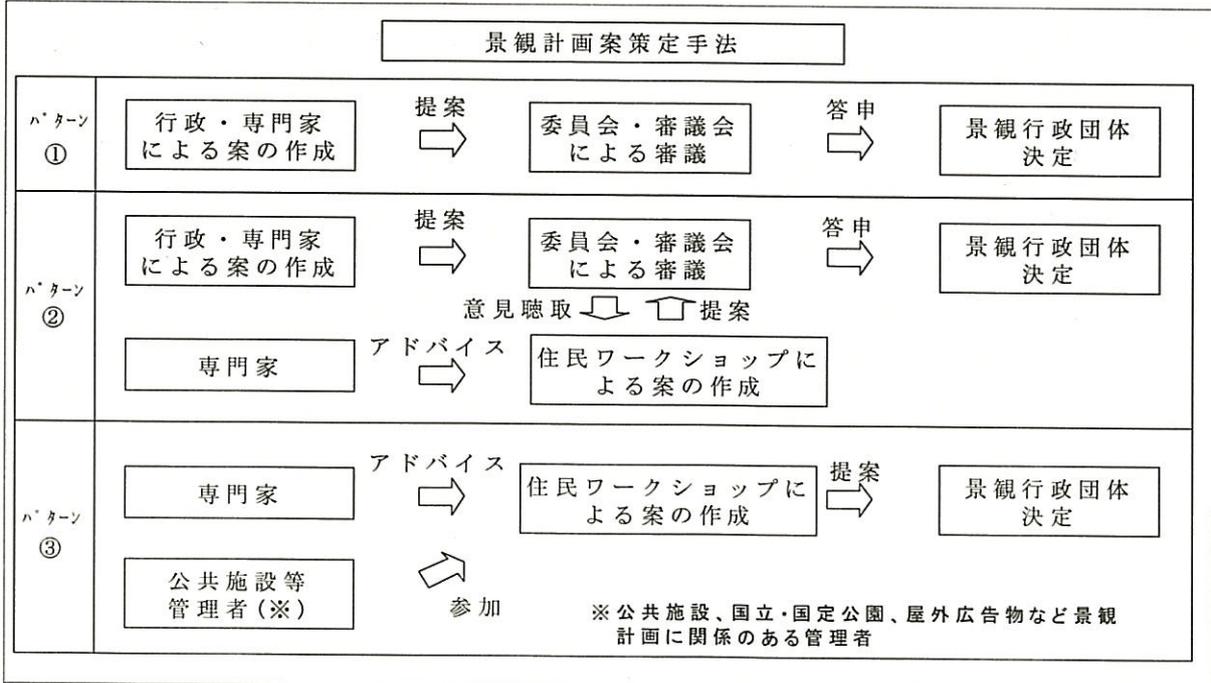
住民等が主体となる取組

清掃活動
住民による景観協定

協働による取組

普及啓発
人材(団体)育成
各種団体のネットワーク化
アドプト制度
日本風景街道
景観アドバイザーの養成
景観整備機構
住民活動の支援

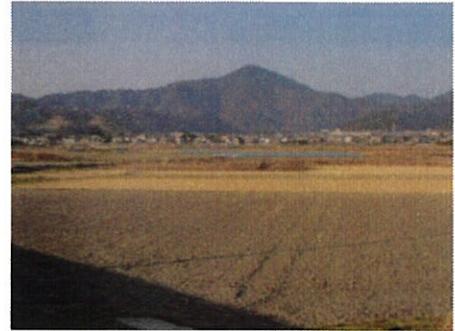
景観計画を作る際の住民参加の方法



ケーススタディ（鳴門市大麻地区）

ステップ1 景観特性の把握

自然的特性、社会的特性（土地利用）、歴史的・文化的特性等の把握を行います。



ステップ2 守るべき景観の決定

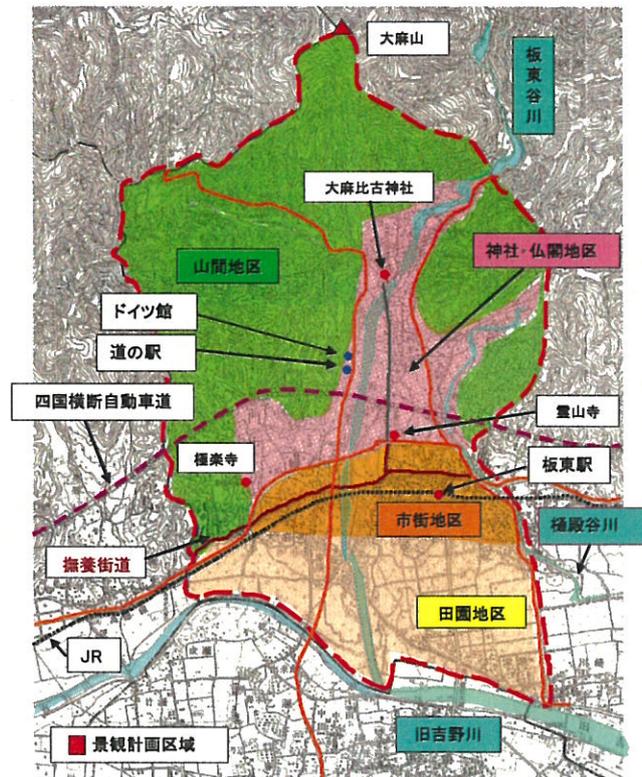
地区において将来にわたって残しておきたい景観を決めます。

ステップ3 目標とする将来像の決定

守りたい景観を念頭に入れ、区域内の景観をどのような姿で将来に引き継いでいくのか考え、目標とする将来像を決めます。

ステップ4 景観計画区域の決定

守るべき景観が、建築物の建築や開発行為等によって壊されないように適切に範囲を設定します。



ステップ5 景観形成の方針の決定

目標とする将来像を実現するための方針を決めます。

この方針は、法的に行為の制限に結びつくものではありませんが、住民や事業者が建築物等の建築や開発行為を行う際の参考となるものです。

ステップ6 行為の制限に関する事項の決定

景観形成の方針に沿って建築物等の建築や開発が行われるよう、区域内の行為に対してかける規制の内容を定めます。

ステップ7 景観重要公共施設の整備に関する事項の決定

公共施設の整備が景観に与える影響が大きいため、公共施設の管理者と協議のうえ、景観重要公共施設の整備に関する方針を定めます。